

小規模宗教法人の管理運営について

長野 悦 司

(天理教宗法人課長)

ただいまご紹介をいただきました。天理教宗法人課長の長野悦司でございます。私の立場は、包括法人天理教の事務所、すなわち天理教教庁といっておりますところの宗教法人課長を勤めさせていただいている者であります。本日は現在現場を預からせていただいている者として、小規模宗教法人の管理運営という問題について、なんとか円滑な管理運営を図り、宗法人としての社会的信頼を得られるような内容のものに推し進められないかといった点を先生方からご教示をいただけることを希って、出席させていただいたようなことでございます。

まず問題を申し上げる前に、私共の教会組織につきまして、ごく簡単ではございますけれども、説明をさせていただきます。私共の天理教は、ただいま教会本部に所属します、いわゆる一般教会が一万六千八百六十三箇所ございます。一般教会というのは、本末関係によりまして直属教会と部属教会というふうに分かれています。

直属教会と申しますのは大教会と、本部が特に承認をいたしました分教会がございます。

そして一般教会(部属教会)は、その当初の教会長が設立の当時に所属した教会に所属するという形で、組織がで

きあがつております。

直属の大教会は、現在では百五十一個所ございまして、本部が特に承認いたしました分教会は八十八個所。その他にこれは主として海外にある教会でございすけれども、直属の一般教会がございまして、これが八個所ございす。その他が直属教会に所属する一般の分教会（部属教会）でございまして、海外教会を含めまして一万六千六百十六個所でございす。

ちなみにその教会の教勢規模でございすけれども、私共の教会規程によりますと、大教会は部属教会を五十個所以上。そしてようばく、これは一定の資格を持った、いわゆる信徒・教徒でございすけれども、その内から私共では教人（きょうと）と申しております、いわゆる教師でございす。その教師三百人以上を有するものというのが大教会の教勢基準でございす。

一方分教会は、所属するようばく（教徒）十六人以上、その内教人（きょうと）といっております教師が五人以上、および信者若干名を有するものというのがその枠組でございす。これらの教会本部を含めす一般教会を包括しておりますのが宗教法人天理教でございまして、その事務所が、奈良県天理市の教会本部内に置かれていすということでございます。

そこで現在、私共の方の教団といたしましては、これも規程にうたつておりますけれども、一般教会は原則として宗教法人とする。また教会長は当該教会の代表役員となる。特別の理由がある時は、教会長以外の者をもつて代表役員にあてることができす。さらに教会長は役員のうちから、その教会の規則に定めに従つて所定数の責任役員を任命するといふふうに定めております。

現在、宗教法人「天理教」が包括しております法人教会数は、非法人の教会一千四百七十五箇所がございますが、一万五千三百八十八箇所でございます。これらの被包括宗教法人は、先程も少し触れました、いわゆる教勢基準から申しますと、実際はその規模におきまして千差万別、様々でございます。

部属教会五十個所以上の大教会と、部属教会のない、いわゆる単立教会とが一律に認証を得て法人格を取得しているわけがあります。ただその場合、内部的には大教会と分教会では規則の違いがございます、責任役員の数が大教会は五名ないし六名、一般分教会の場合は三名以上、だいたい三名というふうな形になっております。

また分教会の中におきましても、単立で活動しております単立教会と、また分教会でありながら傘下に部属の分教会がある分教会もあります。

したがって、宗教法人「天理教」の包括する宗教法人の中でも、私共は、大教会を大規模法人。所属の教会が十個所以上の分教会については、中規模法人。単独で教会活動しております単立の分教会につきましては小規模法人。仮にそういうような形でとらえております。

そこで、小規模法人については、全教会数の中で約一万二千八百箇所ぐらいあるわけです。全教会数の約七十パーセントぐらいが、今日問題にさせていただいております小規模法人であるわけです。先程も申しましたように、小規模法人とはいいいながら、教勢基準から申しますと、所属ようぼく十六人以上、内教人五人以上、および信者若干名を有するというふうには、内部的には定めております。

また、特に内部的に教会設立の場合に基準としておりますのは、個有の礼拝施設を持つということ。我々の信仰上お勤めということを非常に重視しておりますので、そのお勤めが勤められる個有の礼拝施設を持つということ

を厳格に指導をしておりますので、そういう意味からいたしますと、法二条にあります、「宗教の教義を広め、儀式行事を行ない信者の教化育成を目的とし、且つ礼拝の施設を備える教会であること」と、それぞれ小規模ながらも法人格を取得するには、十分な能力をもった宗教団体であるというふうに思うわけでございます。またそれが故に、私共の教会は全体の七十パーセントが小規模ながらもそれぞれ所轄庁の認証を頂戴いたしましたして、法人教会として機能しているわけでございます。

また非法人の教会は、ほとんどが個有の財産を持たずに借地借家の状態で宗教活動を続けている形でございます。それともう一点、私共の教会の特徴と申しますか、大変、変動が激しいということが一点ございます。この十年間の私共の統計をみますと、新設教会が五百十個所ございます。最高は、昭和五十年に百二十個所というのがございましたけれども、だいたい年間平均五十個所近い教会が生まれている。それが数年いたしますと、認証いただきたい法人格を取得してきているというのが最近の動きでございます。

それに加えまして、移転がございます。最高が昭和四十九年の時の、年間三百八十七件。十年間では二千二十一件ございます。そうした変動ということが、不活動法人が生まれる一つの土壤でもあるような気がいたしますが、この問題につきましては、我々としてもまた、別な場面で検討していかなければと思っております。この異動の原因は、だいたいが発展的なものでございまして、より広い土地・建物を求めて、法人の事務所を移転するという姿が現状でございます。

またそれに関連いたしまして、もう一点統計的なことを申しあげますと、昭和五十五〜六六年に文化庁の宗務課で実施されました、宗教法人の実態調査がございます。その集計結果から全体の数値と天理教のものを比較していた

いただきましたのがございます。

まず、地域的分布の問題ですが、宗教法人全体の地域的分布率は、郡部が四十五パーセントだそうでございます。その場合に天理教は二十九パーセントでございます。また大都市におきましては、全体は十パーセント、天理教の場合は分布率二十一パーセントと全体を上回っております。また中都市では、全体で十パーセントでございますが、天理教はそこでも十六パーセントでございます。

この集計結果からいたしますと、私共の教団の地域的分布は大都市・中都市に比較的多いのではないかとということ、改めて教えていただいたようなことでございます。

またもう一点、規模別分布の結果によりますと、全国的な平均が大規模法人では二十三パーセント、天理教は三パーセントでございます。中規模法人が全国で三十パーセント、天理教は十六パーセント。中小規模法人は全国で三十四パーセント、天理教はこれと同じく三十四パーセント。ところが信者数五十人以下の、いわゆる小規模法人では全体が二十二パーセントに對しまして、私共天理教は四十六パーセントという大変高い数値でございます。

こうした実態調査の結果からみますと、私共の教団の場合は、他宗の実態に比較いたしましたして、大・中都市に小規模法人が大変多いというような結果だと考えさせていただいております。

そういう点から考えますと、申し上げるまでもなく、近年、都市の過密化はさらに進んでおりまして、加えてモーターリゼーションの余波を受けてと申しますか、祭典に参拝して下さる方々が自動車で来られる方が多くなつた。そういったしますと、駐車場の確保ということが現実の問題として大変困難になつてまいります。ゆとりある境内地、より広い駐車場を求めて郊外へ移転をしていくという実状で、より移転に拍車がかかるということでございます。

さらにもう一点、教会の名称が変わる、改称ということもございます。これが十年間で四百五十件ございます。

これは残念ながら、そのほとんどが後継者不在というような事情がございまして、本部あるいはまた上級教会である大教会から、人材を派遣して後を継がせ、新たに再出発するというような形をとらせているわけでございますが、その場合、新たに担当するものの感情的な問題なり意欲の問題等も勘案いたしましたして、教会の名称を変えて再出発を図るというところでございます。この点も、私共の教会の変動が激しい一つの原因でございまして。

こうした法人事務所の移動の頻度が非常に高いということ、これは発展的な要因であるとはいえず、先祖伝来の確固たる財産を保有し、また地域社会と密着しておられる神社・寺院と比較いたしましたして、私共の教会の場合は、やはりそれだけ宗教法人としての基盤に少しもろいところがあるのでないかという反省に立たせていただいているわけでございます。

私共の教会は、当然その地域とは密着しなければならぬのでございますけれども、先程教会の組織でも触れましたように、信仰のつながりから成り立っている。導きの師があつて教えを聞く。我々の言葉でいいますと、理の親子という関係が入信以来ずっと続いてまいります。またその間柄で信仰が深められていくということになつておりますので、そういう意味からいえますと、地域の密着度ということは他の宗教の方々と少し違う面があるかも知かりませんし、またそれが法人の異動ということにも関わつていふと考えております。

こうした信仰活動とは別の面、いわば法人としての基盤の脆弱性といった点が、私共としての課題であると考えております。先程数字的に申し上げましたように、小規模法人が多い現状で、そのほとんどが法人格を取得している。宗教法人法の第十条に、「宗教法人は、法定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」と謳つてあります。

この小規模法人は、法人格は取得はしたけれども、その義務の履行がどれだけできているかということが、私共としては現在一番の悩みでございます。「代表役員は宗教法人を代表し、その事務を総理し、また責任役員はその事務を決定する」とあります。

また宗教法人法では、特に法人の自主的な管理運営を期待しております。権利は取得したけれども、また代表役員が事務を総理すると謳っていただいていますけれども、実際は代表役員一人で事務をまかないかねているといったような現実でございます。事務処理にあたりましても、宗教法人法によれば、宗教法人はその事務所に常に左に掲げる書類および帳簿を備えなければならない。

○規則および認証書

○役員名簿

○財産目録および貸借対照表

○または収支計算書を作成している場合はこれらの書類

○責任役員、その他規則で定める機関の議事に関する書類および事務処理簿

○第六条の規定による事業を行なう場合には、その事業に関する書類

等々とあります。小規模法人が、果たしてこれだけの事務処理ができていくかどうか、つきつめていえば、私共の立場の責任ということになるわけでございますけれども、実際は不十分であるということが現実でございます。

次いで、宗教法人の代表役員としての年齢別統計をみてみたいと思います。

私共の教団では、代表役員すなわち教会長の年齢構成は、五十歳代までが全体の五十一パーセントを占めており

ます。六十歳代が二十三・六パーセント。七十歳代が二十五・三パーセントでございます。もちろん年齢が高くなるということは、信仰者の立場からいたしますと、経験も深く、識見も豊か、人間的な重みが加わって教会長、指導者としてはいよいよ權威を増すわけですけれども、法人の代表役員としての事務処理能力と申しますと、逆に年齢が高くなればなるほど、これは低下していくといっても言い過ぎではないと思うのでございます。

現実の問題としてよく聞きますのは、代表役員の奥さんが事務をサポートしている。しかも、これも代表役員の年齢が高くなりますと、会長としての重みは出てくるけれども、会長夫人も当然高齢化していて事務能力はますます落ちていくわけです。そこで、法人の事務を補完する後継者の存在が重要になってまいります。事務能力にたけた後継者があれば、ある程度機能してくるわけです。しかしこの面でも六十歳代の代表役員の後継者不在というのが三十五・六パーセント。七十歳代では四十一・九パーセントでございます。

教会の後継者ということになりますと、これは完全に世襲制ではございませんので、本部なり、大教会が後継者を育成して教会に送り込んで、教会の活動としては継承されてまいります。しかし法人としての事務処理になりますと、やはりその場に共に活動していかないとなかなか機能してまいりません。例えば、後継予定者が教会の外に住居していて、信仰活動に少し消極的になりますと、事務上の補完的な役割を果たし得ないのが現実の姿でございます。

ことに宗教法人の事務ということにつきましては、最近では世間一般も税の問題等で、非常に関心が高まっております。そういう面からいたしますと、財務関係の書類の整備が非常に大事なことでないかと思えます。不十分な事務処理は、宗教法人が社会的な信頼を失う一つの大きな原因になるのではないかと思っております。その上からも小規模宗教法人の管理・運営を根本から考え直していかなくてはならないかと考えております。

その点については、宗団法人を吸収・合併させていただいたかどうかと思うわけでありませう。

今日問題にしております小規模法人、いわゆる大・中規模の法人との関係と申しますのは、教会組織のところであらう少し申し上げましたように、設立の当初に所属した教会に所属する。またもう一点、いわゆる信仰上の師弟関係、我々のいます理の親子関係で、信仰活動は進められる、いわば縦の関係で、常に信仰指導を行なっていますので、その所属関係というのは緊密な関係になっております。したがって教会を設立する場合等、よくある例でございませうけれども、会長個人名義で土地を取得しますと、税の関係等もございまして、所属する上級教会の法人名義で土地を購入して、教会を設立していくような形で出発している場合が多うございませう。そういう強い所属関係があるということが一つございませう。

それともう一点は、先程来触れております小規模法人の場合の事務能力の低さということ。中規模の法人でございませうと、やはり人材が豊富でございませうので、若手の者も教会と一緒に生活をしているというケースが多うございませうので、小規模法人にない事務能力があるわけです。したがって、問題になっております小規模法人を、その教会が所属する大規模または中規模の法人へ吸収・合併をしていったらと考えているわけでございます。

大規模法人・中規模法人につきましては、今日特に税の上から、租税特別措置法第四十条の適用を受けて規則を変え、役員の数を増やして、俗に言う大型法人にして、公益性のより高い法人にしていくべきではないかと考えております。そうした場合、大・中規模法人へ小規模法人を合併していく、当然財産もそこへ移していくことにならうので、所属する法人の教会の土地・建物は、飛地境内地・境内建物の形になっていくわけです。

ただ、これは大変むづかしい問題をはらんでおります。吸収される小規模法人の土地・建物が大勢の信者の寄付によって取得された土地である場合は問題は少ないわけですけれども、個人の土地を、個人が寄付をして、その人

が代表役員になって法人になっていったような土地につきましては、なかなかこれはむつかしい問題が起こるのではないかと思っております。これは紛争の種に一番なりやすい問題でもあろうかと思っておりますので、急がず、あせらず、時間をかけて推進していくべきではないかと思っております。

その点から考えますと、先程、本教では十年間で五百個所余の新設教会があることを申しましたが、教会設立という時が一つのポイントではないかと思っております。よくある例でございますけれども、できればその教会に上級の大・中規模法人の名義で土地を購入していくことであれば問題は起こらないのではないかと。しかしそういたしますと、小規模法人の教会は法人ではなくなり、その土地・建物は上級の法人教会の名義になってしまう。そこで、土地・建物はどうなるのかという問題が出てまいりますので、その間に不動産の使用承諾書の交換ということがあつてしかるべきではないかと考えております。

この場合もう一点、問題点があるかと思えます。私共の教会は、地域的ではないということは先程も申しました。部属教会が他府県にわたるわけです。極端にいいいますと、東京にある大教会の所属教会が、北海道なり九州にあるということがあるわけです。そうなりますと、飛地境内地が同一地域ではなしに、全国におよんでしまうという問題が出てまいります。この辺が妥当であるのかどうか、問題点として残るところであろうかと思えます。

さらにもう一点は、宗教法人はどこでも同じだと思えますが、教会は信者さん方の貴い寄付金で賄われているわけですから、そうした場合の会計処理が問題であります。教会の収入は、吸収した側の中規模ないし大規模の法人教会の会計へ算入していく。そして経費は、吸収・合併されて非法人になった教会へ回付していくという形にしなければならぬのではないのでしょうか。

また、それに関連して、代表役員ならびにその家族の給与問題ということです。私共の教団の特質といたしまし

ては、所属する教会へ、いつまでもご恩返しをしていくという信仰から、上級勤めというのがよくございます。所属する教会へ、会長の手足となつて働くというところでございますけれども、そういう関係で育つてきておりますので、給与面につきましては、法人である所属する大規模、ないし中規模の法人から給与が出ているのだということでも、これは筋が通るのではないかと考えております。

以上のような考えで、小規模法人を、中規模あるいは大規模の法人へ、すなわち事務能力のある法人へ吸収・合併していくことを考えているわけでございます。

安武敏夫先生の論文を拝見致しますと、宗教団体と宗教法人につきまして、宗教団体は宗教法人の選定的要件であつて、宗教団体、すなわち宗教法人ではないとお書きいただいております。その中で、非法人であることの宗教団体が、非法人であることの方が、宗教団体の運営で望ましい場合もあるとお示しいただいていたのではないかと思います。

ただ、私共といたしまして、一点危惧いたしますことは、こうした吸収・合併の作業を進めるにあつて、結果的に非法人の教会数が大変多くなります。非法人の教会ということで、宗教団体としての性格が不明確になりはしないかということがあります。

それともう一点は、教会と教会の所属関係がいよいよ財産の面でも強くなつてまいりますので、すべて平等という法の精神に反するのではないかとというような疑問も、現在残しながら検討が続いているのが現状でございます。

ただ私共の念願いたしておりますのは、宗教法人としての教会が社会的な信頼を得られるような、事務的な面においても名実共に法人にふさわしい中味を持つべきではないかということでございます。

ただ今申し上げた吸収・合併の問題につきましては、まだまだ教団の意志として進めているということとは決して
ございません。近い将来、代表役員の下に研究のグループを編成いたしましたして、一つの審議を経たうえで、当然教
団内部のコンセンサスをとりとまとめたうえでなければ推進できない問題であるわけでございます。そういうことか
らいたしますと、今日はあくまでも教団の意志としてではなく、現場の担当者の一私案であるとお受け取りいた
さしまして、何かとご教示をいただければ幸いです。ありがとうございます。

御静聴下さいますして、誠にありがとうございます。